

【契約書別紙】

- 担当者  
氏 名 副主任生活相談員 入 江 均

【利用場所】 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢1番地30  
社会福祉法人太田福祉記念会  
特別養護老人ホームあたまホーム（介護老人福祉施設）内

【利用可能な設備等】

定 員	21名	静養室	2室	
居 室	4人部屋	5室（1室38.38㎡以上） ※1室については、4人部屋2床分。	医務室	1室
	2人部屋	1室（1室19.8㎡）	デイルーム	5室
	1人部屋	1室（1室19.8㎡）	ホール（食堂）	1室
浴 室	個浴と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室	

※定員は、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の合計人数です。

※利用状況等により、上記以外の居室を利用していただく場合があります。

○ サービスの内容

①短期入所生活介護 計画の立案	利用期間が4日以上継続する場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護計画を作成します。
②食事	朝食 午前7時30分～午前8時30分 昼食 正午～午後1時00分 夕食 午後6時00分～午後7時00分 ※事業者は医師の処方による療養食にも対応可能です。
③入浴	週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ特別浴又は清拭となる場合があります。
④介護	短期入所生活介護計画に沿って下記の介護を行います。居室は基本的には定員4名となります。 *着替え・排泄・食事・入浴等の介助、体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添い等
⑤機能訓練	必要に応じて訓練室又は居室等で機能訓練を行います。
⑥生活相談	常勤の生活相談員又は介護支援専門員に、介護・看護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。
⑦健康管理	利用中の健康管理を行います。なお、利用初日には簡単な健康チェックを行います。
⑨レクリエーション	新年会、敬老会、年忘れ会、交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。
⑩洗濯サービス	事業者が有する設備で洗濯可能な衣類は無料で行います。
⑪理美容サービス	毎週水曜日に理美容サービス（有料）をご利用いただけます。

○ 料 金

(1) 基本料金

① 利用料（併設型短期入所生活介護費）

（1日当たりの自己負担額）

	【従来型個室】	【多床室】
	120号室、212号室、213号室 216号室、217号室	左記及び223～230号室以外
要介護1	5,790円	5,990円
要介護2	6,460円	6,660円
要介護3	7,140円	7,340円
要介護4	7,810円	8,010円
要介護5	8,460円	8,660円

（介護保険適用時の1日当たりの自己負担額）

※利用者負担の割合 料金上段＝1割、料金下段＝2割

	【従来型個室】	【多床室】
	120号室、212号室、213号室 216号室、217号室	左記及び223～230号室以外
要介護1	579円	599円
	1,158円	1,198円
要介護2	646円	666円
	1,292円	1,332円
要介護3	714円	734円
	1,428円	1,468円
要介護4	781円	801円
	1,562円	1,602円
要介護5	846円	866円
	1,692円	1,732円

② 加 算

算定要件を満たしている場合には、次の料金が加算（減算）されます。

※利用者負担（介護保険適用時）の割合 料金上段＝1割、料金下段＝2割

サービス内容	料 金			算定要件
	自己負担額		介護保険適用時	
機能訓練体制加算	1日	120円	12円 24円	機能訓練指導員を配置している。
個別機能訓練加算	1日	560円	56円 112円	機能訓練指導員等が機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている。
看護体制加算（Ⅰ）	1日	40円	4円 8円	常勤の看護師を配置している。
看護体制加算（Ⅱ）	1日	80円	8円 16円	基準を上回る看護職員を配置している。
医療連携強化加算	1日	580円	58円 116円	急変時の対応を協力医療機関と定め、重度な利用者に対して介護サービスを行っている。
夜勤職員配置加算	1日	130円	13円 26円	基準を上回る夜勤職員を配置している。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	1日	2,000円	200円 400円	認知症の行動等のため在宅で生活が困難な方が、緊急に利用してから7日以内。
若年性認知症入所者受 入加算	1日	1,200円	120円 240円	若年性認知症の方に対し、本人の希望を踏まえた介護サービスを行っている。



② 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合は、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。この場合、事業者は、必要に応じ家族等又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。なお、料金は退所日までの日数を基準に計算されます。

※利用者が中途退所を希望した場合

※利用日の健康チェックの結果、体調が優れないと判断された場合

※利用中に体調に変化があった場合

※利用者が、事業者やサービス従業者又は他の利用者等に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

○ 苦情等の窓口

事業者のサービスに関する苦情等は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

苦情受付担当者 副主任生活相談員 有馬明美

電話番号 024-984-2766

(受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)